



宮 崎 県 公 報

平成24年10月1日(月曜日) 第 2425 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則	頁	
○宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則…… (行政経営課) 1		業所)の所在地の変更…………… (国保・援護課) 10
告 示		○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機 関(精神通院医療)の指定…………… (障害福祉課) 11
○清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資 格等に関する要綱の一部を改正する告示…………… (総務課) 5		○有害興行の指定…………… (こども家庭課) 11
○生活保護法に基づく介護機関(居宅介護事業所)の指定…………… (国保・援護課) 10		○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 11
○生活保護法に基づく介護機関(居宅介護支援事 業所)の指定…………… (“) 10		○道路の供用の開始…………… (“) 12
○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事		訓 令
		○宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令…… (行政経営課) 12
		公 告
		○県民栄誉特別賞の受賞者の氏名及びその事績… (秘書広報課) 15
		正 誤
		○平成24年7月3日付け県公報(号外第35号)中…………… 15

規 則

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第43号

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則(昭和40年宮崎県規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
出先機関 の長	委 任 事 務	出先機関 の長	委 任 事 務
[略]		[略]	
西臼杵支 庁長	1～7の3 [略] 7の4 介護保険法(平成9年法律第123号)に よる次の事務((3)から(6)までに掲げる事務 にあっては、訪問介護、訪問入浴介護、通所介 護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介 護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の各居 宅サービス、(11)から(14)までに掲げる事務に あっては、介護予防訪問介護、介護予防訪問入 浴介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所 生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、 介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用 具販売の各介護予防サービスに係るものに限る 。) (1)～(4) [略] (5)～(14) [略]	西臼杵支 庁長	1～7の3 [略] 7の4 介護保険法(平成9年法律第123号)に よる次の事務((3)から(7)までに掲げる事務 にあっては、訪問介護、訪問入浴介護、通所介 護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介 護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の各居 宅サービス、(12)から(15)までに掲げる事務に あっては、介護予防訪問介護、介護予防訪問入 浴介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所 生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、 介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用 具販売の各介護予防サービスに係るものに限る 。) (1)～(4) [略] <u>(5) 第70条の3第1項の規定による申請の受 理に関すること。</u> (6)～(15) [略]

	<p>8～36の8 [略]</p> <p>37 森林法（昭和26年法律第 249号）による次の事務 (1)～(4) [略]</p> <p>(5)～(21) [略]</p> <p>37の2～61 [略]</p>		<p>8～36の8 [略]</p> <p>37 森林法（昭和26年法律第 249号）による次の事務 (1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>第10条の7の2第2項の規定による通知の受理に関すること。</u></p> <p>(6)～(22) [略]</p> <p>37の2～61 [略]</p>
[略]	[略]	[略]	[略]
福祉こどもセンター所長及び福祉事務所長	<p>1～8 [略]</p> <p>9 介護保険法による次の事務（南部福祉こどもセンター及び北部福祉こどもセンターに限り、かつ、(3)から(6)までに掲げる事務にあっては、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の各居宅サービス、(11)から(14)までに掲げる事務にあっては、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売の各介護予防サービスに係るものに限る。） (1)～(4) [略]</p> <p>(5)～(14) [略]</p>	福祉こどもセンター所長及び福祉事務所長	<p>1～8 [略]</p> <p>9 介護保険法による次の事務（南部福祉こどもセンター及び北部福祉こどもセンターに限り、かつ、(3)から(7)までに掲げる事務にあっては、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の各居宅サービス、(12)から(15)までに掲げる事務にあっては、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売の各介護予防サービスに係るものに限る。） (1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>第70条の3第1項の規定による申請の受理に関すること。</u></p> <p>(6)～(15) [略]</p>
保健所長	<p>1～14の5 [略]</p> <p>14の6 宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年宮崎県条例第23号）による次の事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>15～24 [略]</p> <p>25 食品衛生法（昭和22年法律第 233号）による次の事務（食肉衛生検査所長の権限に属するものを除く。） (1) 第28条第1項の規定による報告の徴取、臨検検査及び収去に関すること。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 第54条の規定による廃棄及び廃棄の命令並びに食品衛生上の危害を除去するために必要な措置の命令に関すること。</p>	保健所長	<p>1～14の5 [略]</p> <p>14の6 宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年宮崎県条例第23号）による次の事務 (1) <u>第4条第1項の規定による登録の申請書の受理に関すること。</u> (2) <u>第7条第2項において準用する第4条第1項の規定による変更の登録の申請書の受理に関すること。</u> (3) <u>第8条第1項の規定による変更の届出の受理に関すること。</u> (4) <u>第9条の規定による廃棄等の届出の受理に関すること。</u> (5)・(6) [略]</p> <p>15～24 [略]</p> <p>25 食品衛生法（昭和22年法律第 233号）による次の事務（食肉衛生検査所長の権限に属するものを除く。） (1) 第28条第1項（<u>第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。</u>）の規定による報告の徴取、臨検検査及び収去に関すること。 (2)・(3) [略]</p> <p>(4) 第54条（<u>第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。</u>）の規定による廃棄及び廃棄の命令並びに食品衛生上の危害を除去するために必要な措置の命令に関すること。</p>

	<p>(5) 第55条第1項の規定による営業の許可の取消し及び全部又は一部の禁止並びに営業の停止に関すること。</p> <p>(6) 第56条の規定による整備改善命令並びに営業の許可の取消し及び全部又は一部の禁止並びに営業の停止に関すること。</p> <p>25の2～59の2 [略]</p> <p>60 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)による次の事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 第6条第1項の規定による特定施設の使用の届出の受理に関すること。</p> <p>(4) 第7条の規定による特定施設の構造等の変更の届出の受理に関すること。</p> <p>(5)～(7) [略]</p> <p>(8) 第14条の2第1項及び第2項の規定による事故の状況等の届出の受理に関すること。</p> <p>(9) 第22条第1項の規定により、特定事業場の設置者又は設置者であった者に対し報告を求め、又は職員に、特定事業場に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させること。</p> <p>60の2～70 [略]</p>	<p>(5) 第55条第1項(第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定による営業の許可の取消し及び全部又は一部の禁止並びに営業の停止に関すること。</p> <p>(6) 第56条(第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定による整備改善命令並びに営業の許可の取消し及び全部又は一部の禁止並びに営業の停止に関すること。</p> <p>25の2～59の2 [略]</p> <p>60 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)による次の事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 第5条第3項の規定による有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置の届出の受理に関すること。</p> <p>(4) 第6条第1項の規定による特定施設、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の届出の受理に関すること。</p> <p>(5) 第7条の規定による特定施設、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造等の変更の届出の受理に関すること。</p> <p>(6)～(8) [略]</p> <p>(9) 第14条の2第1項から第3項までの規定による事故の状況等の届出の受理に関すること。</p> <p>(10) 第22条第1項の規定により、特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場の設置者又は設置者であった者に対し報告を求め、又は職員に、特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場に立ち入り、特定施設、有害物質貯蔵指定施設その他の物件を検査させること。</p> <p>60の2～70 [略]</p>
<p>[略]</p> <p>農林振興局長</p>	<p>1～4の6 [略]</p> <p>5 森林法による次の事務</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5)～(21) [略]</p> <p>5の2～25 [略]</p>	<p>[略]</p> <p>農林振興局長</p> <p>1～4の6 [略]</p> <p>5 森林法による次の事務</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 第10条の7の2第2項の規定による通知の受理に関すること。</p> <p>(6)～(22) [略]</p> <p>5の2～25 [略]</p>
<p>[略]</p> <p>土木事務所長</p>	<p>1～13の3 [略]</p> <p>14 港湾法(昭和25年法律第218号)による次の事務(串間土木事務所に限る。)</p> <p>(1)～(10) [略]</p>	<p>[略]</p> <p>土木事務所長</p> <p>1～13の3 [略]</p> <p>14 港湾法(昭和25年法律第218号)による次の事務(串間土木事務所に限る。)</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) 第56条の4第1項の規定による命令又は許可の取消し、その効力の停止、その条件の変更若しくは新たな条件の付加に関すること</p> <p>○</p> <p>(12) 第56条の4第2項の規定による措置に関すること。</p> <p>(13) 第56条の4第3項の規定による撤去及び保管に関すること。</p>

	15～39 [略]		(14) 第56条の4第4項の規定による公示に関する <u>こと。</u> (15) 第56条の4第5項の規定による売却及び売却代金の保管に関する <u>こと。</u> (16) 第56条の4第6項の規定による廃棄に関する <u>こと。</u> 15～39 [略]
[略]		[略]	
港湾事務 所長	1～8 [略] 9 港湾法による次の事務 (1)～(11) [略]	港湾事務 所長	1～8 [略] 9 港湾法による次の事務 (1)～(11) [略] (12) 第56条の4第1項の規定による命令又は許可の取消し、その効力の停止、その条件の変更若しくは新たな条件の付加に関する <u>こと。</u> (13) 第56条の4第2項の規定による措置に関する <u>こと。</u> (14) 第56条の4第3項の規定による撤去及び保管に関する <u>こと。</u> (15) 第56条の4第4項の規定による公示に関する <u>こと。</u> (16) 第56条の4第5項の規定による売却及び売却代金の保管に関する <u>こと。</u> (17) 第56条の4第6項の規定による廃棄に関する <u>こと。</u> 10～20 [略]
	10～20 [略]		10～20 [略]
[略]		[略]	

付表（西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係）

1～28 [略]
29 「未来へつなぐ森」保全対策事業補助金交付要綱（平成19年6月27日定め）に基づく補助金
30～34 [略]
35 県木「フェニックス」保全対策事業補助金交付要綱（平成19年4月2日定め）に基づく補助金
36～40 [略]
41 林業・建設産業連携による災害に強い山の道づくりモデル事業補助金交付要綱（平成21年7月1日定め）に基づく補助金
42～46 [略]

付表（西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係）

1～28 [略]
29～33 [略]
34～38 [略]
39～43 [略]
44 地域でシカ捕獲対策強化事業補助金交付要綱（平成24年4月1日定め）に基づく補助金
45 森林路網ストック活用緊急整備事業補助金交付要綱（平成24年8月3日定め）に基づく補助金
46 目指せ6次化！みやざき未来農業創出事業補助金交付要綱（平成24年4月1日定め）に基づく補助金のうち、農業経営多角化整備支援事業に係る補助金
47 がんばる農家収益向上整備事業補助金交付要綱（平成24年6月1日定め）に基づく補助金

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

平成24年10月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 660号

清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の一部を改正する告示

清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（昭和54年宮崎県告示第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(競争入札参加資格者)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 知事は、清掃業務等ごとに、名簿を<u>作成するもの</u>とする。</p> <p>(審査の申請)</p> <p>第3条 前条の規定による登録（以下「登録」という。）を受けようとする者は、清掃業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査申請書（別記様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(18) [略]</p> <p>(19) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）<u>第43条第5項</u>の規定による報告をしなければならない者にあつては公共職業安定所の長に提出した障害者雇用状況報告書の写し、それ以外の者にあつては障がい者の雇用状況調査票（別記様式第9号）</p> <p>(20)～(22) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(登録及び競争入札参加資格審査の実施)</p> <p>第4条 知事は、前条第1項の申請書の提出があつたときは、当該申請書の審査を行い、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を除き、名簿に登録するものとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7)～(9) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>別記 様式第2号（第3条関係） [略]</p> <p>※ 別紙「役員等の一覧表」を記載の上、申請書と<u>あわせて</u>提出すること。</p> <p>(裏面)</p>	<p>(競争入札参加資格者)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 知事は、清掃業務等ごとに、名簿を<u>作成し、及び公表するもの</u>とする。</p> <p>(審査の申請)</p> <p>第3条 前条の規定による登録（以下「登録」という。）を受けようとする者は、清掃業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査申請書（別記様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(18) [略]</p> <p>(19) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）<u>第43条第7項</u>の規定による報告をしなければならない者にあつては公共職業安定所の長に提出した障害者雇用状況報告書の写し、それ以外の者にあつては障がい者の雇用状況調査票（別記様式第9号）</p> <p>(20)～(22) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(登録及び競争入札参加資格審査の実施)</p> <p>第4条 知事は、前条第1項の申請書の提出があつたときは、当該申請書の審査を行い、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を除き、名簿に登録するものとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 宮崎県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員等がいる者にあつては個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしていない者（当該市町村において個人住民税を特別徴収するための手続又は個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収する旨の誓約を申請日までにしないうる者）に限り、宮崎県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員等がいない者にあつては個人住民税を特別徴収すべき従業員等が生じたときに個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしないうる者</u></p> <p>(8)～(10) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>別記 様式第2号（第3条関係） [略]</p> <p>※ 清掃業務、警備保障業務の登録を受けようとする者は、該当する別紙1「登録審査表」を記載の上、申請書と併せて提出すること。</p> <p>※ 登録を受けようとする者は、別紙2「役員等の一覧表」を記載の上、申請書と併せて提出すること。</p> <p>※ 登録を受けようとする者は、別紙3「特別徴収実施確認・開始誓約書」を記載し、直近の領収書の写しを添付するか、市町村確認印を受けた上、申請書と併せて提出すること。</p> <p>(裏面)</p>

(添付書類)

1～18 [略]

19 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第5項の規定による報告をしなければならない者にあつては公共職業安定所の長に提出した障害者雇用状況報告書の写し、それ以外の者にあつては障がい者の雇用状況調査票（別記様式第9号）

20～22 [略]

(添付書類)

1～18 [略]

19 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項の規定による報告をしなければならない者にあつては公共職業安定所の長に提出した障害者雇用状況報告書の写し、それ以外の者にあつては障がい者の雇用状況調査票（別記様式第9号）

20～22 [略]

別記様式第2号別紙中「別紙」を「別紙2」に改め、同様式を別記様式第2号別紙2とし、別記様式第2号の次に別記様式第2号別紙1（その1）及び別記様式第2号別紙1（その2）として次の2様式を加える。

別紙 1（その 1）清掃業務

登録審査表

商号又は名称		新規・更新 の区分	
審査事項		記載欄	数値
(1) 契約実績		千円	
(2) 自己資本額		千円	
(3) 職員数		人	
(4) 流動比率 M/N (%)		%	
流動資産 M		千円	
流動負債 N		千円	
(5) 総資本経常利益率 S/R (%)		%	
経常利益 S		千円	
総資本額 R		千円	
(6) 自己資本比率 P/R (%)		%	
自己資本額 P		千円	
総資本額 R		千円	
(7) 営業年数		年	
(8) 技術職員数 1		人	
ア 建築物環境衛生管理技術者		人	
イ 統括管理者		人	
ウ 清掃作業監督者		人	
エ ビルクリーニング技能士		人	
(9) 技術職員数 2		人	
オ 貯水槽清掃作業監督者		人	
カ 防除作業監督者		人	
キ 空気環境測定実施者		人	
(10) 営業に関する登録（該当するものは記載欄に○を記載）			
ク 建築物環境衛生総合管理業			
ケ 建築物清掃業			
コ 建築物空気環境測定業			
サ 建築物空気調和用ダクト清掃業			
シ 建築物飲料水水質検査業			
ス 建築物飲料水貯水槽清掃業			
セ 建築物排水管清掃業			
ソ 建築物ねずみ昆虫等防除業			
(11) 過去 2 年の従事者研修実施状況（該当する番号を記載） ①毎年 1 回以上実施、② 1 回実施、③実施なし			
(12) 雇用障がい者数（法定雇用義務がある場合は超えている人数）		人	
(13) ISO 取得 （該当するものは記載欄に○を記載）	ISO9001		
	ISO14001		

判定

総合点数

※ 商号又は名称、新規・更新の区分、記載欄、数値及び総合点数の各欄を記載してください。

別紙 1 (その 2) 警備保障業務

登 録 審 査 表

商号又は名称		新規・更新 の 区 分	
審 査 事 項		記載欄	数値
(1) 契約実績		千円	
(2) 自己資本額		千円	
(3) 職員数		人	
(4) 流動比率 M/N (%)		%	
流動資産 M		千円	/
流動負債 N		千円	
(5) 総資本経常利益率 S/R (%)		%	
経常利益 S		千円	/
総資本額 R		千円	
(6) 自己資本比率 P/R (%)		%	
自己資本額 P		千円	/
総資本額 R		千円	
(7) 営業年数		年	
(8) 技術職員数 1		人	
ア 警備員指導教育責任者		人	/
イ 機械警備業務管理者		人	
(9) 技術職員数 2		人	
ウ 施設警備業務 1 級検定合格警備員		人	/
エ 施設警備業務 2 級検定合格警備員		人	
(10) 雇用障がい者数 (法定雇用義務がある場合は超えている人数)		人	
(11) ISO取得 (該当するものは記載欄に○を記載)	ISO9001		
	ISO14001		

判定

総 合 点 数	
---------	--

※ 商号又は名称、新規・更新の区分、記載欄、数値及び総合点数の各欄を記載してください。

別記様式第 2 号別紙 2 の次に別記様式第 2 号別紙 3 として次の 1 様式を加える。

別紙 3

特別徴収実施確認・開始誓約書

年 月 日

所在地（住所）

法人名（屋号）

代表者氏名 _____ 印

チェック欄（次のいずれか該当する項目欄の□にチェックを入れてください。）

〈領収証書の写し添付〉

- 当事業所は、現在 _____ 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 直近の領収証書の写しを添付してください。

直近の領収証書の写しを添付してください。

添付する領収証書の写しがない場合等

〈特別徴収実施確認〉

- 当事業所は、現在 _____ 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。 → 確認印を受けてください。

〈特別徴収義務がない場合〉

- 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。特別徴収すべき従業員等が生じた場合は、速やかに特別徴収を開始することを誓約します。 → 確認印を受けてください。

〈開始誓約〉

- 当事業所は、 _____ 年 _____ 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）宛てに送付してください。

→ 確認印を受けてください。

市（町・村）確認印

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後														
様式第11号（第4条関係） [略] 3 登録の内容 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">登録業務の種類</td> <td style="width: 33%;">登録番号</td> <td style="width: 33%;">等級格付</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> [略]	登録業務の種類	登録番号	等級格付				様式第11号（第4条関係） [略] 3 登録の内容及び総合点数 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">登録業務の種類</td> <td style="width: 33%;">登録番号</td> <td style="width: 33%;">等級格付</td> <td style="width: 33%;">総合点数</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> [略]	登録業務の種類	登録番号	等級格付	総合点数				
登録業務の種類	登録番号	等級格付													
登録業務の種類	登録番号	等級格付	総合点数												

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県告示第 661号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年10月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人社団宮本整形外科	延岡市旭ヶ丘5丁目9番地7	医療法人社団宮本整形外科	延岡市旭ヶ丘5丁目9番地7	平成24年8月22日
医療法人悠隆会	延岡市北川町川内名70-55-2	医療法人悠隆会田中医院	延岡市北川町川内名70-55-2	平成24年7月1日
医療法人文誠会	日南市南郷町中村乙21-01番地	医療法人文誠会百瀬病院	日南市南郷町中村乙21-01番地	平成24年5月1日
株式会社クレハ	日南市南郷町中村乙17-79-6	上平野調剤薬局	日南市上平野町2丁目8番1号	平成24年8月1日
株式会社マルエイ自動車	都城市吉尾町164番地1	訪問看護ステーションおひさま	北諸県郡三股町大字宮村字植木28-60-1	平成24年8月1日
株式会社アキノ太郎	都城市平塚町4142番地1	訪問介護アキノ	都城市平塚町4142番地1	平成24年9月1日
株式会社ファミリー	日南市南郷町瀧上252番地11	デイサービスセンターファミリー	日南市南郷町瀧上252番地11	平成24年8月1日
株式会社フ	日南市南郷	ヘルパース	日南市南郷	平成24年

ファミリー	町瀧上252番地11	テーションファミリー	町瀧上252番地11	8月1日
株式会社とわのみ	小林市真方6665番地	とわの実指 定訪問介護事業所	小林市真方6665番地	平成24年8月22日
株式会社拓	児湯郡高鍋町大字上江6649番地1-23	訪問介護ステーション たかなべ	児湯郡高鍋町大字上江6649番地1-23	平成24年8月1日

宮崎県告示第 662号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年10月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人恵愛会	都城市太郎坊町563-1	さくらハウス横市居宅介護支援事業所	都城市南横市町3682	平成24年8月11日

宮崎県告示第 663号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年10月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
合同会社 やすらぎ	日向市美々津町55 71番地2	デイサー ビスやす らぎの里	日向市美々津町55 71番地2

2 届出事項

居宅介護事業者の所在地		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
日向市美々津町5571番地 2	日向市大字塩見 14005番 地	平成22年 10月10日

居宅介護事業所の所在地		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
日向市美々津町5571番地 2	日向市大字塩見 14005番 地	平成22年 10月10日

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
24年-34	映画	濡れて開く 制服を犯す	新東宝映画	平成24年 9 月20日
24 -35	映画	痴漢車両 丸出し姉妹	渡辺(元)組 <オーピー映画>	
24 -36	映画	発情バスガイド おしゃぶり巨乳	清水組 <オーピー映画>	
24 -37	映画	三十路義母 背徳のしたたり	竹洞組 <オーピー映画>	
24 -38	映画	ストリッパー	レジェンド・ピクチャーズ、シ ネマ・クリエイション <レジェンド・ピクチャーズ>	
24 -39	映画	メイド熟女 潮吹き失神	新東宝映画	
24 -40	映画	未亡人の太もも 夜ごと悶えて	新東宝映画	
24 -41	映画	奴隸人妻 恥辱のあえぎ	関根組 <オーピー映画>	
24 -42	映画	成熟尼寺 夜這いレイプ	新日本映像	
24 -43	映画	性欲おばさん むしゃぶる犬	新日本映像	
24 -44	映画	ユニバーサル・ソルジャー殺戮の黙示録 (原題) UNIVERSAL SOLDIER : DAY OF RECKONING	日活 (アメリカ)	
24 -45	映画	Z 108地区〜ゾンビ包囲網〜 (原題) Z 108棄城	彩プロ (フランス)	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 666号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

宮崎県告示第 664号

障害者自立支援法(平成17年法律第 123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成24年10月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年 月 日
医療法人社団慶人会八代 医院	国富町	精神通院医療	平成24年 9月1日
あさひ調剤薬局	宮崎市	薬局	平成24年 9月1日

宮崎県告示第 665号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎県条例第27号)第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成24年10月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

なお、関係図面は、平成24年10月1日から平成24年10月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年10月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 19号	西都市大字尾八重字楠之木1643番1地先から同市同大字同字1652番10地先まで	旧	12.6～38.4	848.2
				新	7.0～73.1	457.5
					9.3～68.3	457.5

宮崎県告示第 667号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年10月1日から平成24年10月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年10月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 19号	西都市大字尾八重字楠之木1643番1地先から同市同大字同字1652番10地先まで	平成24年10月1日

訓 令

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成24年10月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

訓令第13号

本 庁
各出先機関

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮崎県事務決裁規程（昭和40年訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前							改正後								
別表第 2（第 4 条関係） 本庁各課共通専決事項							別表第 2（第 4 条関係） 本庁各課共通専決事項								
事務	事項	専決区分					摘要	事務	事項	専決区分					摘要
		副 知 事	部 長	次 長	課 長	課 長 補 佐				副 知 事	部 長	次 長	課 長	課 長 補 佐	
[略]							[略]								
11 財 務等 に 関 する 事 務	[略] (10) 予算執行伺 及び支出負担行 為に關すること 。ただし、支出 負担行為にあっ ては、次に掲げ るものを除く。 ア・イ [略] ウ 職員手当（ 子ども手当にあ っては、総務 事務センター の主管に属	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	11 財 務等 に 関 する 事 務	[略] (10) 予算執行伺 及び支出負担行 為に關すること 。ただし、支出 負担行為にあっ ては、次に掲げ るものを除く。 ア・イ [略] ウ 職員手当（ 児童手当にあ っては、総務 事務センター の主管に属す	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		

するものに限る。) エ～キ [略] (11) 支出命令に関すること。ただし、次に掲げるものを除く。 ア・イ [略] ウ 職員手当(子ども手当)にあつては、総務事務センターの主管に属するものに限る。) エ～キ [略] [略]	るものに限る。) エ～キ [略] (11) 支出命令に関すること。ただし、次に掲げるものを除く。 ア・イ [略] ウ 職員手当(児童手当)にあつては、総務事務センターの主管に属するものに限る。) エ～キ [略] [略]
[略]	[略]

別表第 3 (その 1) (第 4 条関係)

本庁各課特定専決事項

課	副知事専決事項	部長特定専決事項	次長特定専決事項	課長特定専決事項	課長補佐特定専決事項
[略]					
総務事務センター	[略]				1 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び子ども手当の認定に関すること。 2・3 [略]
[略]					
畜産課	[略]			1～5 [略] 6 養ほう振興法(昭和30年法律第180号)第4条第1項の規定による転飼の許可に関すること。	
[略]					

別表第 4 (第 5 条関係)

出先機関の長共通専決事項	
1・2	[略]
3	職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及

別表第 3 (その 1) (第 4 条関係)

本庁各課特定専決事項

課	副知事専決事項	部長特定専決事項	次長特定専決事項	課長特定専決事項	課長補佐特定専決事項
[略]					
総務事務センター	[略]				1 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び児童手当の認定に関すること。 2・3 [略]
[略]					
畜産課	[略]			1～5 [略] 6 養蜂振興法(昭和30年法律第180号)第4条第1項の規定による転飼の許可に関すること。	
[略]					

別表第 4 (第 5 条関係)

出先機関の長共通専決事項	
1・2	[略]
3	職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及

び子ども手当の認定に関すること（福祉事務所、農林振興局及び土木事務所（串間土木事務所、高岡土木事務所及び西都土木事務所を除く。）を除く。）。

4～11 [略]

別表第 5（第 5 条関係）

出先機関の長特定専決事項	
県税・総務事務所	
1 同一庁舎に所在する福祉事務所、農林振興局及び土木事務所の職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び子ども手当の認定に関すること。	
[略]	
保健所	
1～3 [略]	
4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）による次の事務	
(1)～(6) [略]	
(7) 第23条の 3 の規定による意見の聴取に関すること（産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の積替施設又は保管施設を有しない場合に限る。）。	
(8) [略]	
5・6 [略]	
[略]	

び児童手当の認定に関すること（福祉事務所、農林振興局及び土木事務所（串間土木事務所、高岡土木事務所及び西都土木事務所を除く。）を除く。）。

4～11 [略]

別表第 5（第 5 条関係）

出先機関の長特定専決事項	
県税・総務事務所	
1 同一庁舎に所在する福祉事務所、農林振興局及び土木事務所の職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び児童手当の認定に関すること。	
[略]	
保健所	
1～3 [略]	
4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）による次の事務	
(1)～(6) [略]	
(7) 第23条の 3 の規定による意見の聴取に関すること。	
(8) [略]	
5・6 [略]	
[略]	

別表第 6（第 5 条関係）

副所長等共通専決事項	
1・2 [略]	
3 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び子ども手当の認定に関すること。	
4～7 [略]	

別表第 6（第 5 条関係）

副所長等共通専決事項	
1・2 [略]	
3 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び児童手当の認定に関すること。	
4～7 [略]	

別表第 6 の 2（第 5 条関係）

庶務担当課長共通専決事項	
1 [略]	
2 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び子ども手当の認定に関すること（県税・総務事務所を除く。）。	
3 [略]	

別表第 6 の 2（第 5 条関係）

庶務担当課長共通専決事項	
1 [略]	
2 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び児童手当の認定に関すること（県税・総務事務所を除く。）。	
3 [略]	

別表第 6 の 3（第 5 条関係）

総務事務（総務商工）センター長専決事項	
1 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び子ども手当の認定に関すること。	

別表第 6 の 3（第 5 条関係）

総務事務（総務商工）センター長専決事項	
1 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び児童手当の認定に関すること。	

別表第 7（第 5 条関係）

西臼杵支庁次長専決事項	西臼杵支庁総務課長専決事項	西臼杵支庁主務課長専決事項
[略]	1・2 [略]	[略]
	3 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び子ども手当の認定に関すること。	
	4 [略]	

別表第 7（第 5 条関係）

西臼杵支庁次長専決事項	西臼杵支庁総務課長専決事項	西臼杵支庁主務課長専決事項
[略]	1・2 [略]	[略]
	3 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び児童手当の認定に関すること。	
	4 [略]	

別表第 7 の 2（第 5 条関係）

看護大学事務局局長専決事項	看護大学学部長専決事項	看護大学学生部長専決事項	看護大学研究科長専決事項	看護大学附属図書館長専決事項	看護大学総務課長専決事項

別表第 7 の 2（第 5 条関係）

看護大学事務局局長専決事項	看護大学学部長専決事項	看護大学学生部長専決事項	看護大学研究科長専決事項	看護大学附属図書館長専決事項	看護大学総務課長専決事項

<p>[略]</p> <p>1 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び子ども手当の認定に関すること。 2～6 [略]</p>	<p>[略]</p> <p>1 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び児童手当の認定に関すること。 2～6 [略]</p>								
<p>別表第 7 の 3（第 5 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">県立こども療育センター事務長専決事項</th> </tr> <tr> <td>1・2 [略]</td> </tr> <tr> <td>3 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び子ども手当の認定に関すること。</td> </tr> <tr> <td>4・5 [略]</td> </tr> </table>	県立こども療育センター事務長専決事項	1・2 [略]	3 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び子ども手当の認定に関すること。	4・5 [略]	<p>別表第 7 の 3（第 5 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">県立こども療育センター事務長専決事項</th> </tr> <tr> <td>1・2 [略]</td> </tr> <tr> <td>3 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び児童手当の認定に関すること。</td> </tr> <tr> <td>4・5 [略]</td> </tr> </table>	県立こども療育センター事務長専決事項	1・2 [略]	3 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び児童手当の認定に関すること。	4・5 [略]
県立こども療育センター事務長専決事項									
1・2 [略]									
3 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び子ども手当の認定に関すること。									
4・5 [略]									
県立こども療育センター事務長専決事項									
1・2 [略]									
3 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び児童手当の認定に関すること。									
4・5 [略]									

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。ただし、別表第 3（その 1）畜産課の項課長特定専決事項の欄の改正規定は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

公 告

宮崎県県民栄誉表彰規則（平成 12 年宮崎県規則第 127 号）第 2 条の規定により、平成 24 年 9 月 11 日付けで県民栄誉特別賞を受けたものの氏名及びその事績は、次のとおりである。

平成 24 年 10 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 氏名
松田 丈志
- 2 事績
ロンドンオリンピック競泳男子 200メートルバタフライにおいて銅メダルを、400メートルメドレーリレーにおいて銀メダルを獲得し、広く県民に大きな感動と活力を与え、県民の郷土に対する自信と誇りを醸成した。

正 誤

平成 24 年 7 月 3 日付け県公報（号外第 35 号）中

ページ	誤	正
3	<p>※印のところは、該当するものを○でかこむこと。 ※別添「育英資金貸与申請願」（本人記入用）を添付すること。</p>	<p>※印のところは、該当するものを○でかこむこと。</p>

--	--